

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1 基本方針

株式会社福祉ステーション ちえの和（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業員等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- (1) 利用者及び従業員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症 集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

3 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 区市町村への報告
- (5) 保健所及び医療機関との連携

4 感染症対策委員会の設置

- (1) 事業所は感染防止対策に努める観点から、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 本委員会の感染防止対策責任者は管理者とする。
- (3) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (4) 委員会は概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催します。会議の実施にあたっては、テレビ電話装置等を用いる場合があります。

(5) 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ① 体制構築・整備
- ② 情報の共有・連携
- ③ 感染防止に向けた取組の実施
- ④ 防護具・消毒液等備蓄品の確保
- ⑤ 職員対応
- ⑥ 業務調整
- ⑦ 研修・訓練の実施
- ⑧ BCP の検証・見直し

5 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

- (1) 全職員に年2回以上の「研修」を定期的実施する。
- (2) 採用時研修を6か月以内に実施する。
- (3) 事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

6 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

<附則> 本方針は、2024年2月1日から施行する。

2024年4月22日修正。